

4 年金審査課

(1) 年金記録訂正請求に関する業務

① 概要

厚生年金保険や国民年金への加入期間や保険料の納付状況などの年金記録は国が管理していますが、その記録が間違っていると思われる方は、年金記録の訂正請求（以下「訂正請求」といいます。）をすることができます。

訂正請求の手続きは、お近くの日本年金機構年金事務所（以下「年金事務所」といいます。）で行っていただくこととなりますが、年金事務所で記録訂正できなかった訂正請求については、厚生労働省（地方厚生(支)局年金審査課）に送られます。

年金事務所から送付された訂正請求については、年金審査課において、関係法人や行政機関などに対する調査や資料収集並びに周辺事情の調査・照会等を行い、様々な関連資料や周辺事情に基づいて、公平・公正な判断を行うため、弁護士、社会保険労務士、税理士などの専門家による審議結果を経て、年金記録の訂正（不訂正）の決定を行います。

② 実績（平成29年度）

（単位：件）

	平成29年度		
	国民年金	厚生年金保険	計
受付件数	11	243	254
処理件数	16	191	207
中国四国厚生局で処理	15	49	64
訂正決定	0	25	25
不訂正決定	15	24	39
請求却下	0	0	0
日本年金機構で記録訂正	0	130	130
訂正請求の取下げ等	1	12	13

（注1）受付件数は、当厚生局管内の年金事務所が訂正請求書を受理した件数です。

（注2）処理件数は、平成28年度以前に受け付けた事案の件数を含みます。

（注3）訂正決定の件数は、請求期間の一部について訂正決定した事案の件数を含みます。

（注4）速報値につき、変動することがあります。

(2) 中国四国地方年金記録訂正審議会の運営

① 概要

平成27年4月10日、中国四国厚生局長及び四国厚生支局長が年金記録の訂正又は不訂正を決定するに当たり、諮問を行う中国四国地方年金記録訂正審議会が設置されました。

中国四国地方年金記録訂正審議会は、中国四国厚生局長が任命した弁護士、税理士、

社会保険労務士などの民間有識者からなる委員で構成されており、中国地域担当3部会及び四国地域担当2部会の計5部会（委員は1部会4名）が設置されています。

中国四国地方年金記録訂正審議会では、年金記録の訂正請求事案について、中国四国厚生局長及び四国厚生支局長からの諮問に対して、中立的な立場で審議し公平かつ公正な判断により答申を行っています。

当厚生局の年金審査課では、中国四国地方年金記録訂正審議会の総会並びに中国地域担当3部会の運営及び当該審議会の委員の任命等に関する庶務的な事務を行っています。

② 実績（平成29年度）

ア 総会の開催

- ・第2回中国四国地方年金記録訂正審議会総会

日時：平成29年4月13日（木）

議事：1. 会長の選任について

2. 副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について

3. 年金記録の訂正に関する事業状況等について

イ 中国地域担当部会の開催

各部会について、毎月1回開催しました。

	開催回数	審議件数
1部会	12回	24件
2部会	12回	20件
3部会	12回	19件
合計	36回	63件